附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するアセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤、アセトアミノフェンを有効成分とする飲水添加剤及びエンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十六条第四号に掲げる事項の記載については、なお従前の例によることができる。

（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

3　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤の項中「体重1kg当たり15mg以下の量を」に、「3日間」を「1日間」に改める。

別表第一アセトアミノフェンを有効成分とする飲水添加剤の項中「3日間」を「1日間」に改める。

別表第一エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の項を次のように改める。

エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前8日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
		1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

告　示

○総務省告示第三百九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十五年十月十一日

総務大臣　新藤　義孝

第4の表に次のように加える。

2625MHzを超え2645MHz以下

○法務省告示第三百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第一セントメリー日本語学院の項中「セントメリー日本語学院」を「セントメリー日本語学院・進学コースA、同・進学コースB、同・進学コースC、同・進学コースD、同・一般コース」に改め、同表国際トラベル・ホテル専門学校日本語科の項中「国際トラベル・ホテル専門学校日本語科」を「国際トラベル・ホテル・ブライダル専門学校日本語科」に改め、同表国際エア・リゾート専門学校の項中「国際エア・リゾート専門学校」を「国際外語・観光・エアライン専門学校」に改め、同表愛華外語学院の項を削る。

別表第二環球日本語学習院・日本語科進学準備二年コースの項の次に次のように加える。

セントメリー日本語学院・準備教育課程Aコース、同・準備教育課程Bコース	栃木県

別表第四中日本外国語学院の項の次に次のように加える。

愛華外語学院	愛知県

○法務省告示第三百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十五年十月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名　称	所　在　地	実習内容
梶原工業株式会社	埼玉県川口市元郷二丁目三番四十二号	ダクト工

二　対象となる者　平成二十五年十月十一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○農林水産省告示第二千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡南木曽町読書二四〇の一三、五九七の二、二〇〇七の一、二〇〇七の二、二〇一一の一一から二〇一一の一七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

読書二四〇の一三、五九七の二、二〇一一の一一から二〇一一の一三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇一一の一四、二〇一一の一六・二〇一一の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）